

情報提供

那医発第 76 号
令和 8 年 4 月 28 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「令和 8 年度診療報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098-868-7579）

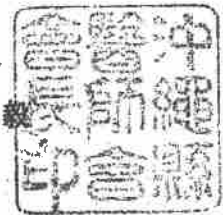
記

沖医発第 117 号

令和 8 年 4 月 22 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 田名 毅



令和 8 年度診療報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）

今般、九州厚生局沖縄事務所より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。
本件は、令和 8 年度診療報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出についての通知となっております。

令和 8 年度は診療報酬の改定年度にあたり、令和 8 年 6 月 1 日から算定を開始する場合、届出期間は令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 6 月 1 日までとされております。

例年、改定時においては保険医療機関等から多くの施設基準届出書が提出されますが、5 月下旬に集中する傾向にあり、今改定においても同様の状況が予測されます。

つきましては、届出の集中による事務の遅延を避けるため、可能な限り令和 8 年 5 月 18 日（月）までの早期提出にご協力くださるよう、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

また、届出にあたっては、九州厚生局 HP に掲載されている「施設基準届出チェックリスト」を活用し、届出漏れの防止に努めていただくよう併せて周知をお願い申し上げます。

なお、電子申請での受付開始は令和 8 年 5 月 25 日（月）8 時からとなりますので、ご留意ください。

記

- 令和 8 年度診療報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）

（令和 8 年 4 月 21 日）

- 九州厚生局ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

令和8年4月21日

沖縄県医師会長 様

九州厚生局沖縄事務所長

令和8年度診療報酬改定に伴う施設基準届出書の早期提出について（依頼）

平素より医療保険制度の適正な運営をはじめ厚生行政の推進について格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度におきましては、診療報酬の改定年度となっており、その届出については、令和8年6月1日から算定を開始する場合、令和8年5月7日から令和8年6月1日までに提出することとされております。

例年、診療報酬改定におきましては、保険医療機関等から多くの施設基準届出書の提出を頂いておりますが、これまで、5月下旬に集中して提出される傾向にあり、今改定におきましても、同様に予測されるところでです。

つきましては、貴会員に対して届書の早期提出への協力を促していただくとともに、可能な限り令和8年5月18日（月）までに提出いただきますよう、周知いただきたくご依頼申し上げます。

また、届出に当たっては、九州厚生局HPに「施設基準届出チェックリスト」を掲載していますので、届出漏れの防止にご活用ください。

なお、電子申請での受付開始につきましては、令和8年5月25日（月）8時からの受付開始となりますので、ご留意願います。

【九州厚生局ホームページ】

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>